

平成28年(ワ)第17007号 選挙供託金制度違憲国家賠償請求事件  
原告   
被告 国

## 意見陳述書

2016(平成28)年9月16日

東京地方裁判所民事第6部 御中

原告訴訟代理人弁護士 宇都宮健児



### 1. 本件訴訟の意義について

本件原告は、2014(平成26)年12月14日に行われた第47回衆議院小選挙区選挙に立候補しようとしたが、300万円の供託金を用意することができなかったため、立候補届を受理してもらうことができず、立候補できなかつたものです。

本件訴訟は、国政選挙に立候補しようと思っても、原告のようにお金がない国民を立候補できなくさせている、わが国の選挙制度における選挙供託金の違憲性を問う裁判です。

被選挙権すなわち立候補の自由は、「選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえできわめて重要」であり、憲法15条1項により保障される権利です。このことは、最高裁判所の判例からも明らかです。すなわち、最判1968(昭和43)年12月4日大法廷判決(三井美唄炭鉱事件判決)は、「立候補の自由は、憲法15条1項の保障する『重要な基本的人権の一つ』と認めた上で、『これに対する制約は、特に慎重』でなければならない」と述べ、立候補の自由(被選挙権)の重要性を強調しています。

また、憲法44条但書においては、「両議院の議員及びその選挙人の資格は」「財産または収入によって差別してはならない」と定めており、選挙供託金制度は、これらの憲法の規定に違反していることは明らかです。

本件訴訟は、わが国の世界各国と比較しても異常に高い選挙供託金制度の問題点を明らかにし、個人の財産・収入の多寡に関係なく、誰もが国政にチャレンジできるようにするために、選挙供託金制度の廃止又は大幅な引き下げを求めるために提起されたものです。

日本国憲法前文には、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、<中略>ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」「そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その

権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」として、国民主権原理と議会制民主主義による政治制度を謳っています。

議会制民主主義の下では、多様な国民の声が政治に反映されることが求められますが、選挙供託金制度により立候補の自由が制限されることになれば、多様な国民の声が政治に反映されなくなり、議会制民主主義は形骸化してしまいます。したがって、選挙供託金制度の廃止又は高すぎる供託金の大幅引き下げは、健全な議会制民主主義の発展のためにも求められているものです。

## 2. 貧困と格差が広がっている

わが国では貧困と格差が広がり、原告のように国政選挙に立候補しようと思っても高額な供託金を用意できず、立候補できない人が増えています。

厚生労働省が2014年7月15日に発表した2012年におけるわが国の相対的貧困率は16.1%となっており、国民の6人に1人が貧困状態に陥っています。また、ひとり親家庭の貧困率は54.6%となっており、2世帯に1世帯が貧困状態に陥っています。相対的貧困率とは、「全国民の等価可処分所得の中央値の2分の1未満の人の割合」をいうものであり、2012年の等価可処分所得の中央値は年244万円なので、年122万円未満が貧困ラインということになります。

わが国における貧困と格差拡大の背景には、わが国の脆弱な社会保障制度と非正規労働者・働く貧困層（ワーキング・プア）の拡大があります。非正規労働者数は2000万人を超え、今や全労働者の約4割となっています。非正規労働者が増加する中で、年収200万円未満の低賃金労働者は9年連続で1000万人を超えていました。さらに、200万人近く存在する失業者のうち、失業保険を受給しているのは、失業者の2割程度であり、失業者の約8割は失業と同時に無収入となっています。

また、年金だけでは生活できない高齢者が急増しており、生活保護利用世帯の約5割が高齢者世帯となっています。さらに、国民健康保険料を支払うことができない滞納世帯が336万世帯（全世帯の16.7%）に上っており、貯蓄が全くない貯蓄ゼロ世帯は全世帯の30.9%に上っています。貧困と格差が拡大する中で生活に困窮する人が増えて、生活保護利用世帯は163万世帯、生活保護利用者は216万人に上っています。

貧困状態に陥っている国民にとっては自分の年収を大幅に上回る高額な供託金を準備するのは、極めて困難であります。貧困と格差が拡大する中で、異常に高い選挙供託金制度によって立候補の自由（被選挙権）を奪われた人々が大

量に存在する社会となっているのです。

### 3. 選挙供託金制度の歴史と目的の不当性

わが国の選挙供託金制度は、1925（大正14）年の「衆議院議員選挙法改正法」いわゆる「普通選挙法」から始まっています。

この普通選挙法により、それまでの納税額による制限選挙から、納税要件が撤廃され、日本国籍を持ち、かつ内地に居住する満25歳以上の全ての成年男子に選挙権が与えられることになりました。しかし、この時に同時に成立した法律の中には、戦前の数多くの人権弾圧事件に利用された「治安維持法」があります。

普通選挙法で選挙供託金制度が導入された表向きの理由は、売名候補者または泡沫候補者の立候補を抑制し、選挙の混乱を防ぎ、選挙を誠実厳正に実施するためと説明されていました。

しかし、供託金の額は2000円（当時の公務員初年俸の約2倍）と高額であつたことからも明らかのように、無産政党（無産者）の議会進出を抑制することが真の目的でした。この選挙供託金制度が戦後においてもそのまま残存し、現在に至っているのです。

そもそも売名候補者や泡沫候補者を排除するか否かは、国民主権を重視するのであれば、有権者の判断に委ねるべきです。売名候補者や泡沫候補者を排除しようとしてすること自体、国民の選挙権と被選挙権を侵害し、議会制民主主義の劣化につながるものです。さらに、排除に値すべき「泡沫候補者」自体がそもそも存在するかどうかにも疑わしいことです。泡沫候補者の排除は、社会的・経済的弱者の政治参加の機会を不当に制約する危険を生むものです。売名候補者の排除に関しても、供託金を失う不利益より、売名による宣伝効果の利益が上回ると考えるならば、その効果は期待できないものです。

### 4. 諸外国との比較

今年の5月26、27日、日本の伊勢志摩でG7サミットが開かれましたが、G7参加国のアメリカ、ドイツ、フランス、イタリアでは、供託金はゼロです。また、イギリスの供託金は約8万円、カナダは約10万円です。これに対してわが国の供託金は、衆議院・参議院の小選挙区では300万円、比例区では600万円と極端に高くなっています。アメリカやドイツ、フランス、イタリアなどで供託金をゼロにしていることにより選挙が混乱したということは伝えられていません。

## 5. 終わりに

わが国の選挙供託金制度は、多くの国民から立候補の自由（被選挙権）を奪うものであり、憲法15条1項、憲法44条但書に違反して違憲無効です。また仮に選挙供託金制度自体が違憲無効でなくとも、諸外国と比較しても異常に高いわが国の供託金は高額すぎて違憲無効です。

高すぎる供託金は、大量の世襲議員を生み出す要因にもなっています。現在の国会議員の3割以上が世襲議員であると言われています。今や、「政治家」が「家業」となる事態が生じているのです。世襲議員の増加と低所得層の国民からの立候補の自由の剥奪は、国政選挙の投票率の低下を招く要因ともなっている上、多くの国民の声が国会に反映しにくい政治の劣化、議会制民主主義の劣化を招いています。

高すぎる選挙供託金制度は、既成政党や既成政治家に有利な選挙制度となっています。選挙制度に関し国会にあまりにも広範な裁量を認めるということは、既成政党や既成政治家に有利である一方で、一般の国民・市民が政治参加する上では大きな参入障壁となっている、高額な選挙供託金制度を温存することにつながります。

憲法47条が「選挙に関する事項は、法律でこれを定める」として、選挙制度に関し国会に一定の裁量を認めていますが、国会の裁量といつても、立候補の自由を保障している憲法15条1項、被選挙人の資格について「財産又は収入による差別」を禁止している憲法44条但書に違反してはならないことは当然のことです。

三権分立制度下の司法の役割は、憲法が保障する国民・市民の基本的人権を守るという視点から、行政と立法をチェックするところにあります。選挙権に関する「一票の格差問題」に関しては、このところの司法の積極的な判断により、国会を動かしつつあります。個人の財産・収入の多寡に関係なく全ての国民に参政権すなわち立候補の自由（被選挙権）を保障するためにも、また政治の劣化を防ぎ健全な議会制民主主義を維持するためにも、裁判所におかれでは、本件訴訟において司法本来の役割を果たし、賢明な判断をされることを強く要望して、意見陳述を終わります。